

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 1 月27日
【会社名】	株式会社ビックカメラ
【英訳名】	BIC CAMERA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮嶋 宏幸
【本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目23番23号
【電話番号】	03－3987－8785
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 安部 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋一丁目10番 1 号
【電話番号】	03－3987－8785
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 安部 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、平成24年1月26日開催の取締役会において、平成24年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社100%出資の連結子会社である株式会社ソフマップを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うことを決議し、同日付で吸収合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ソフマップ
本店の所在地	東京都千代田区外神田一丁目16番9号
代表者の氏名	代表取締役社長 中西 敏広
資本金の額	100百万円（平成23年8月31日現在）
純資産の額	2,118百万円（平成23年8月31日現在）
総資産の額	25,581百万円（平成23年8月31日現在）
事業の内容	デジタル関連機器販売、店舗不動産管理及び外部資金調達

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

決算期	平成21年2月期	平成22年2月期	平成22年8月期	平成23年8月期
売上高	101,829	91,175	44,616	83,403
営業利益又は営業損失(△)	384	△194	△213	544
経常利益又は経常損失(△)	376	47	△105	549
当期純利益又は当期純損失(△)	45	31	△329	718

（注）平成22年8月期は、決算期変更により、平成22年3月1日から平成22年8月31日までの6ヶ月変則決算を行っております。

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社ビックカメラ（当社） 100%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、株式会社ソフマップの発行済株式の全てを保有しております。
人的関係	当社の役員及び従業員による株式会社ソフマップの役員兼任等の関係があります。
取引関係	当社は、株式会社ソフマップと業務提携及び資金貸付等の関係があります。

(2) 当該吸収合併の目的

株式会社ソフマップは、当社が100%出資する連結子会社であり、当社と株式会社ソフマップに分散していた店舗不動産管理及び外部資金調達業務を統合し、グループ会社管理の一層の効率化を図るため、本合併を行うことといたしました。

なお、株式会社ソフマップは、本合併に先立ち、会社分割（新設分割）を行い、新設会社を設立いたします。同社の事業を販売事業とその他の事業（店舗不動産管理及び外部資金調達）に分割し、販売事業を新設会社が承継いたします。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

① 当該吸収合併の方法

当社を存続会社、株式会社ソフマップを消滅会社とする吸収合併方式で、株式会社ソフマップは解散いたします。

なお、現在において、会社法第795条第2項第1号に定める当社の承継債務額は承継資産額を超えており、その状態を合併までに解消することが困難であると見込まれております。そのため、本合併に先立ち当社が株式会社ソフマップに対して保有する債権の一部 35億円（見込み）を放棄し、前述の状態を解消した後合併する予定であります。

② 吸収合併に係る割当ての内容

株式会社ソフマップは、当社が100%出資する連結子会社であるため、本合併による新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金の支払いはありません。

③ その他の吸収合併契約の内容

吸収合併契約書の内容は、次のとおりであります。

吸収合併契約書（写）

株式会社ビックカメラ（以下「甲」という。）および株式会社ソフマップ（「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の形式、存続会社及び消滅会社の住所）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

2 吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、次のとおり。

(1) 吸収合併存続会社：甲

商号 株式会社ビックカメラ
住所 東京都豊島区高田三丁目23番23号

(2) 吸収合併消滅会社：乙

商号 株式会社ソフマップ（商号変更予定）
住所 東京都千代田区外神田一丁目16番9号

第2条（合併に際して交付する株式数および割当てに関する事項）

甲は乙の全株式を所有しているため、本合併に際して新株式等の交付は行わない。

第3条（増加すべき資本金等）

本合併により甲の資本金および準備金は増加しない。

第4条（吸収合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は、平成24年3月1日とする。ただし、本合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲および乙が協議の上、会社法の規定に従いこれを変更することができる。

第5条（簡易・略式合併）

甲は会社法第796条第3項に基づく簡易合併により、乙は同法第784条第1項に基づく略式合併により、株主総会の合併承認の決議を諮ることなく合併する。

第6条（会社財産の引継ぎ）

乙は平成24年3月1日現在の貸借対照表の一切の資産、負債および権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲はそれを承継する。

第7条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務執行および財産の管理を行うものとし、その資産、負債および権利義務に重要な影響をおよぼす行為は、あらかじめ甲および乙が協議し合意のうえこれを行うものとする。

第8条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、本合併に関して、甲および乙の取締役または監査役が善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断する場合その他契約に従った合併の実行に支障となり得る重大な事象が発生または判明した場合には、甲および乙は、すみやかに誠実に協議し合意のうえ合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

- 2 本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲および乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲および乙が協議し合意のうえ合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（合併の効力発生の条件）

本合併の効力は、乙が予定している平成24年2月28日付株主総会の同年3月1日を効力発生日とする新設分割の承認決議による当該新設分割の効力発生を停止条件として発生する。

第10条（本契約規定以外の協議事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲および乙が協議のうえこれを決定する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年1月26日

（甲） 東京都豊島区高田三丁目23番23号
株式会社ビックカメラ
代表取締役 宮嶋 宏幸

（乙） 東京都千代田区外神田一丁目16番9号
株式会社ソフマップ
代表取締役 中西 敏広

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ビックカメラ
本店の所在地	東京都豊島区高田三丁目23番23号
代表者の氏名	代表取締役社長 宮嶋 宏幸
資本金の額	18,402百万円（本合併に伴う、資本金の額の変更はありません。）
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	音響映像商品、家庭電化商品、情報通信機器商品等の販売

以上